令和５年４月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 579 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和５年
（2023 年）
4月号
第579号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－ 主 な 記 事 －

青年部 令和４年度租税教育活動報告 ……2～3頁
皆さんこんにちは・高宮健氏 …… 4頁
頑張ってます・野村順一氏 …… 4頁
労務レポート …… 5頁
税務ポイント …… 6～7頁
新連載 イイね 👍 ふるさと！ 等 …… 8頁
インターネットセミナーサービスご案内 …… 9頁
会員福利厚生制度ＰＲ …… 10頁
４月の予定 等 …… 11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき　12頁
令和５年度年間行事日程計画表 …… 付録
令和５年度優良経理担当者表彰のご案内 …… 付録
令和５年度税制改正のあらまし（速報版） …… 付録

イイね ふるさと!

“ 国宝松本城 ”

新連載【イイね 👍 ふるさと！】では、当会管内の“イイね 👍”と感じる魅力を、歴史や伝統、様々な施設やイベントなど幅広い分野でお伝えしてまいります。

先ずご紹介するのは松本市のシンボル国宝松本城。日本各地にお城はございますが現存する天守12城のうち、国宝指定されている５城の一つです。地域住民にとっては心の拠り所として、国内外から訪れる観光客には魅力的な歴史的建造物として人気のスポットです。

（関連記事８頁掲載　澤田恵輔編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長						経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

令和４年度 青年部租税教育活動報告

松本法人会青年部では次世代を担うこども達に「税の役割と大切さ」をわかりやすく伝える租税教育活動に積極的に取り組んでおります。私たちが取り組む活動の中心は松本税務署管内小学校で６年生を対象に開催される租税教室での講師役の担当です。

令和４年度もコロナ禍での活動となり、開催時期の延期などもございましたが小学校側のご理解と、松本税務署さんにもご協力をいただき、クラス単位での教室を開催するなどの安全対策を施した上で下記の通り、20 校1,705名に授業を実施し、コロナ禍においてより重要性を増す『税』の大切さを伝えることが出来ました。

青年部では租税教育活動を、税にかかわる法人会らしく、そして地域の子ども達と直接触れ合う事が出来る社会貢献活動として非常にやりがいのある活動と考えており、新年度も積極的に取り組んでまいります。

【令和４年度 租税教室開催記録】

①令和４年５月９日
松本市立寿小学校(125名)
講師役　小川原健太　氏(㈱小川原塗装店)

②５月23日
松本市立中山小学校(16名)
講師役　安田　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)

③６月１日
松本市立島内小学校(117名)
講師役　事務局

④６月６日
松本市立今井小学校(31名)
講師役　川出哲敬　氏(㈱滝澤工務店)



講師役：川出哲敬氏（今井小学校）

⑤６月７日
安曇野市立三郷小学校(180名)
講師役　川出哲敬　氏(㈱滝澤工務店)
　　安田　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)

⑥６月８日
松本市立鎌田小学校(158名)
講師役　川出哲敬　氏(㈱滝澤工務店)
　　原　誠治　氏(㈱事務)
　　青木　崇　氏(個人会員)

⑦６月20日
安曇野市立穂高北小学校(129名)
講師役　吉田賢司　氏(㈱吉田建築設計事務所)
　　中原賢一郎　氏(安曇野学舎)

⑧６月23日
松本市立波田小学校(148名)
講師役　蒲生浩明　氏(㈲ガモウ商会)
　　北澤　剛　氏(㈲昭和モータース)
　　川手和磨　氏(㈱スティーム)

⑨６月24日
松本市立清水小学校(87名)
講師役　安田　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)
　　原　誠治　氏(㈱事務)

⑩６月30日
安曇野市立明南小学校(38名)
講師役　岩垂巧磨　氏(㈲明北電気工業)

⑪７月５日
塩尻市立宗賀小学校(43名)
講師役　小川原健太　氏(㈱小川原塗装店)

⑫７月７日
信州大学教育学部附属松本小学校(74名)
講師役　川出哲敬　氏(㈱滝澤工務店)

⑬７月15日
安曇野市立豊科北小学校(108名)
講師役　事務局

⑭７月19日
松本市立開智小学校(94名)
講師役　廣田伸一　氏
　　(㈱ヒューマンリソーストータルサービス)
　　原　誠治　氏(㈱事務)


講師役：廣田伸一氏（開智小学校）

どこでも申告・納税　イータックス (http://www/e-tax.nta.go.jp)

⑮９月13日
松本市立菅野小学校(110名)
講師役　安田　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)

⑯９月14日
塩尻市立洗馬小学校(40名)
講師役　廣田伸一　氏
(㈱ヒューマンリソーストータルサービス)

⑰12月２日
塩尻市立塩尻東小学校(51名)
講師役　等々力直樹　氏(㈲大津屋商店)
原　明彦　氏(㈱リモードデザイン)

⑱12月７日
松本市立明善小学校(75名)
講師役　青木　崇　氏(個人会員)
安田　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)



講師役：安田優氏（明善小学校）

⑲令和５年１月13日
松本市立旭町小学校 (61名)
講師役　原　誠治　氏(㈱事務)



講師役：原誠治氏（旭町小学校）

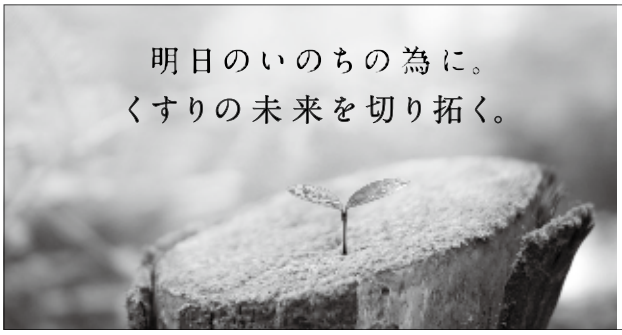
⑳２月７日
松本市立四賀小学校(20名)
講師役　花村佑子　氏(あづみ野エフエム放送㈱)
草田章夫　氏(㈱草田組)


講師役：花村佑子氏と草田章夫氏(四賀小学校)

合計：開催校20校、受講者数 1,705名

☆令和４年11月には信州大学経法学部生を対象とした租税教室事前研修会へアドバイザーとして参加したほか、12月に塩尻市で開催された職業体験イベント「こどもしおじり」で租税教室を開催しました。
　また、講師育成を目的とした例会も開催し、一人でも多くの部員が講師役を務めることが出来るよう学びの機会を設けました。


講師育成を目的とした例会の様子



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。
KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号



皆さん こんにちは♪

松本市波田

リカーショップたかみや

代表　**高宮　健** 氏

『お酒の話をしませんか♪』

松本市波田地区にございますリカーショップたかみや。奈川地区出身の先代が約 50 年前に波田地区に創業以来、地域の皆様に親しまれる町の酒屋さんとして営業を続けられています。

店内に入ると豊富なお酒の種類に驚かされます。特にウイスキーやブランデーなど洋酒類の品ぞろえはとても豊富。もちろん地元の酒蔵を中心に数多くの日本酒やワインも取り揃えています。お話を伺った代表の高宮さんは家業に入るにあたり洋酒の品ぞろえにはこだわったとのこと。加えて大事にされているのがお客様との会話。「相手の好みはもちろん、流行等を知ることも出来ます。プロが知らないような情報をお持ちの方もいて勉強になります。だからお客様とのお話を大切にしています。店頭にない銘柄もお取り寄せできますので是非お声がけください♪」と笑顔で語られます。

人々が集い、語らう席にお酒があるのは幸せなこと。それがコロナ禍で難しくなりましたが、少しずつでもそういった場が再び設けられ、みなさんがお酒を楽しんでくれる日が訪れることを願っている高宮さんでした。

（深澤和紀編集委員）



法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

頑張ってます!!



『事業継承に向けて』

松本倉庫株式会社
東筑摩郡山形村
専務取締役
野村 順一 氏

松本倉庫㈱は1950年祖父の代に南松本で倉庫業として創立され、山形村に移転されたのち、現在は穂高、松本流通団地にも配送の拠点を構え中信地区の物流を支えています。

野村さんは関連企業で福祉の仕事をされたのち、事業承継を念頭に約４年前に入社されて以来、経営全般に携わり経験を積まれています。そんな野村さんが現在意識されていることは『仕事に対する信念・理念を自分の言葉で持つこと』。それは今後経営者として意思決定をする際のぶれない判断基準となり、従業員さんに物事を伝える際にも大切な役割を担うとお考えです。来るべき事業承継に備え、自分の信念・理念を落とし込んだ事業計画作成にも取組まれているそうです。

また、企業が存続発展していくためには地域のことをより知るべきだという考えの下、松本青年会議所にも加入され、地域活動にも精力的に参加されています。趣味を伺うと「こどもと遊ぶことです。一緒にゲームや公園で遊んだり、キャッチボールをする時間が幸せです。」とのお答えに野村さんの優しい一面を感じました。

後継者として、未来を見据えて挑戦する野村さんに大変期待しています！　**（澤田恵輔編集委員）**

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート

賃金のデジタル払いが可能になります！

社会保険労務士　上　嶋　　宏



令和４年 11 月 28 日、デジタルマネーによる給与の支払いを可能とする、労働基準法施行規則を改正する省令が公布され、令和５年４月１日より施行されます。

賃金は、原則、通貨で支払うことが法に定められています。昭和 62 年の労基法改正に伴う施行規則の改正の際、使用者が労働者の同意を得た場合、預貯金口座へ振込ができることとされました。さらに、平成 10 年の施行規則の改正により、証券総合口座へ払込による賃金の支払いも認められることになりました。これに次ぐ支払い方法として、今回の改正により、資金移動業者 (○○ペイなど) の口座へ賃金の資金移動による支払いも認められました。

最近のキャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座へ資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られるといったことから、省令の改正が行われました。今後、一定要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座へ資金移動による給与の支払いが可能となります。なお、賃金支払の原則はあくまでも現金払いです。現金払い以外は、例外的措置に過ぎないため労働者からデジタルマネーによる支払いを求められても会社が応じる義務はありません。当然、労働者の同意を得ることなくデジタルマネーで支払うことも出来ません。

デジタルマネーで賃金を支払う場合、８つの要件を満たし厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の中から労働者が指定する第２種資金移動業に係わる口座へ資金移動によって支払うことが出来ます。また、指定資金移動業者口座への資金移動による賃金支払いを行う場合､労働者が「預貯金口座への振込」また「証券総合口座への振込」が選択できること。それと「資金移動業者口座への賃金支払いに関する同意書」による同意を得てください。この同意を得る際に資金移動業者口座に関する必要な事項を説明した上で同意を得てください。具体的には、

１．指定資金移動業者が破綻した場合、その指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に口座残高の弁済が行われること。
２．労働者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われる等により指定資金移動業者口座の資金が不正に出金等されたとき、労働者に過失がない場合は損失額全額が補償されること。また、労働者に過失がある場合の個別対応を妨げませんが、損失を一律に補償しないといった取扱いはしないこと。なお、労働者の親族等による場合、労働者が虚偽の説明を行った場合等は、この限りではありません。
３．損失が発生した日から一定の期間内に労働者から指定資金移動業者に通知することを補償の要件としている場合、この期間は少なくとも損失発生日から 30 日以上確保されていること。
４．口座残高の扱いについては、口座に係わる資金移動が最後にあった日から少なくとも 10 年間は債務の履行が出来るようにされていること。
５．現金化の方法は、各指定資金移動業者によって異なるが、現金自動支払機（ＣＤ）または現金自動預払機（ＡＴＭ）の利用や預貯金口座への出金等の通貨による受取が出来る手段で、少なくとも月１回は労働者の手数料負担が生じることがなく指定資金移動業者口座から払出が出来ること。

このような内容を含んだ説明をするように提示されています。なお、労働者への説明については、「使用者から指定資金移動業者に委託することも認められていますが、労働者からの同意は使用者が得る必要がある」とされています。

今回改正された省令は、令和５年４月１日から施行されます。この施行日以降、資金移動業者が厚生労働大臣に指定申請を行うことができます。申請を受け付けた後、審査を行い、基準を満たしていればその事業者を指定します。この審査に、数ヶ月かかることが見込まれています｡実際に利用できるようになるのは、令和５年の夏頃以降と思われます。具体的な指定資金移動事業者が指定された後、実務対応についてのレポートを考えています。

今回のレポートは、以上となります。

上嶋社会保険労務士事務所
〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927　FAX.0263-88-6928

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室⑱1〕消費税その29
非課税と免税の違い

Q．消費税の「非課税」と「免税」の違いについて教えてください。

A．消費税は国内で消費される財貨やサービスに対して広く公平に負担を求める税金です。原則として国内におけるすべての取引が課税の対象となります。

しかし、国内取引であっても消費に負担を求める税としての性質上や社会政策的配慮から課税の対象としないこととされている取引があり、これを「非課税取引」といいます。

一方、取引が輸出取引に当たる場合には、消費税が免除されます。これは、内国消費税である消費税は外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくもので「免税取引」といいます。

非課税と免税は、その取引のために行った課税仕入れについて仕入税額の控除を行うことができるかどうかという点が異なります。

非課税取引

例えば、土地や有価証券、商品券などの譲渡、預貯金や貸付金の利子、社会保険医療などの取引がこれに当たります。

非課税とされる取引には消費税が課税されませんので、非課税取引のために行った課税仕入れについては、原則としてその仕入れに係る消費税額を控除することができません。

免税取引

商品の輸出や国際輸送、外国にある事業者に対するサービスの提供などのいわゆる輸出類似取引などです。この場合には、輸出証明書を保管するなど、一定の要件を備えている必要があります。

免税とされる輸出や輸出類似取引は、課税資産の譲渡等に当たりますが、一定の要件が満たされる場合に、その売上げについて消費税が免除されるものです。したがって、その輸出や輸出類似取引などの免税取引のために行った課税仕入れについては、原則として仕入れに係る消費税額を控除することができることとなります。

主な非課税取引

①土地の譲渡および貸付け（1 か月未満の土地の貸付けおよび駐車場などは課税対象）
②有価証券等の譲渡（株式・出資・預託の形態のゴルフ会員権などの譲渡は課税対象）
③支払手段（暗号資産を含む）の譲渡（収集品として譲渡する場合は課税対象）
④預貯金の利子および保険料を対価とする役務の提供等
⑤日本郵便㈱などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡や地方公共団体などが行う証紙の譲渡
⑥商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡
⑦国等が行う一定の事務（登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付など）に係る役務の提供
⑧外国為替業務に係る役務の提供
⑨社会保険医療の給付等（美容整形や差額ベッドの料金および市販されている医薬品を購入した場合は課税対象）
⑩介護保険サービスの提供等（利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などの対価は課税対象）
⑪社会福祉事業等によるサービスの提供等
⑫助産に関するサービスの提供等
⑬火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供
⑭一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け等
⑮学校教育
⑯教科用図書の譲渡
⑰住宅の貸付け（1 か月未満の貸付けなどは課税対象）

免税される輸出取引の範囲

課税事業者が次のような輸出取引等を行った場合は、消費税が免除されます。

⑴国内からの輸出として行われる資産の譲渡または貸付け
⑵国内と国外との間の通信または郵便もしくは信書便
⑶非居住者に対する鉱業権、工業所有権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡または貸付け
⑷非居住者に対する役務の提供

ただし、非居住者に対する役務の提供であっても、免税とされる輸出取引にはならず、消費税が課される場合があります。

免税の適用を受けるための証明

輸出免税の適用を受けるためには、その取引が輸出取引等である証明が必要です。

輸出取引等の区分に応じて輸出許可書、税関長の証明書または輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地等に７年間保存する必要があります。

区分（前頁「免税される輸出取引の範囲」における取引）	保存すべき証明書類等
⑴のうち輸出の許可を受ける貨物の場合	輸出許可書（税関長が証明した書類）
⑴のうち郵便物として輸出する場合 （当該資産価額（注１）が20万円超のとき）	輸出許可書（税関長が証明した書類）
⑴のうち郵便物として輸出する場合 （当該資産価額（注１）が20万円以下で、小包郵便物（注２）またはＥＭＳ郵便物（注２）のとき）	引受けを証する書類および発送伝票等の控え （注３）
⑴のうち郵便物として輸出する場合 （当該資産価額（注１）が20万円以下で、通常郵便物（注２）のとき）	発送伝票等の控え（一定の事項を追記したもの） （注３）
⑵の取引の場合	帳簿または書類で一定事項が記載されたもの
⑶、⑷の取引の場合	契約書その他の書類で一定事項が記載されたもの

（注１）この価額とは、ＦＯＢ価格であり、原則として当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。
（注２）万国郵便条約第一条に規定する「小包郵便物」「ＥＭＳ郵便物」「通常郵便物」をいいます。
（注３）輸出免税の適用に必要な輸出許可書等には、これらの書類に係る電磁的記録を含みます。
（注４）詳しくは、国税庁ＨＰ・パンフレット「**消費税法改正のお知らせ（令和３年４月）**」をご参照ください。

根拠法令等　・消法４、６、７、30　・消法別表第一　・消令８～16の２、17　・消規５　・消基通６-１-１～６-13-11

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、草間俊文　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

第18回会員親睦ボウリング大会開催

２月16日、アピナボウル松本城山店にて「第18回会員親睦ボウリング大会」が開催されました。コロナの影響により実に３年ぶりとなる大会には17チーム51名の皆様にご参加いただきました。久しぶりの開催となりましたが和気あいあいと楽しい雰囲気の中、部会・企業・友人同士がプレイを通じて親睦を深め合いました。主な結果は下記のとおりです。



【個人戦】 １ゲームスクラッチ（同スコアの場合は年齢上位）

[男　子]
優　勝　211Ｐ　小林 慎也 氏　【長野エレベーター】
準優勝　185Ｐ　天野　豊 氏　【木村設業】
３　位　183Ｐ　塩原　敏 氏　【長野エレベーター】

[女　子]
優　勝　191Ｐ　丸山 美樹 さん【丸山電化サービス】
準優勝　152Ｐ　小林 節子 さん【長野エレベーター】
３　位　141Ｐ　渡辺 くに子 さん【渡辺モータース】

【団体戦】 １ゲーム一人平均（女性には１ゲームにつき15P加算）

優　勝	長野エレベーター	187 Ｐ
準優勝	三郷部会	164.33Ｐ
３　位	安曇部会	151Ｐ



髙橋厚生委員長（右）より長野エレベーターチームに団体戦優勝トロフィーの授与

イイね ふるさと！

新連載『イイね ふるさと！』シリーズ



３年間にわたり連載してまいりました「ふるさとの食」シリーズに替わり、当号より新しく『イイね ふるさと！』シリーズがスタート！新コーナーでは当会活動エリア（松本・塩尻・安曇野３市＋朝日・生坂・麻績・筑北・山形５村）の歴史、伝統、イベントなど、幅広い分野で「イイね！」と言いたくなる“ふるさとの魅力”をご紹介してまいりますのでどうぞお楽しみに♪

第１回『国宝松本城』
～市民の手で守られた城の町のシンボル～

松本城は 1500 年代初頭、当地を治めた小笠原家家臣の島立氏により深志城として築かれ、武田氏の侵攻、本能寺の変などの影響を受けながら松本城と名称を変えた後の 1590 年代に石川氏により天守が築かれるなどして、本丸、二の丸、三の丸、それらを囲む内堀、外堀、総堀等が整備され近世城郭が完成し、明治維新までの約 270 年間、当地を治めた６家の居城として歴史を刻んでまいりました。

明治維新に伴う廃藩置県により明治初期には松本城も破却・売却の危機に瀕し、明治後期には大規模な修繕が必要な状況に陥りましたが、いずれも市川量造、小林有也といった市民の活動によりその危機を脱することが出来ました。その後、昭和の大修理、文化保護法による天守５棟の国宝指定等を経て、黒と白のコントラストが美しく雄大な姿は「城の町」のシンボルとして大勢の市民に親しまれてまいりました。また、北アルプスを背景に春には桜、夏の青空、秋には紅葉、冬の雪景色といった季節ごとに様々な姿を見せてくれる松本城は、まさに「日本のお城」として国内外の観光客にも大変人気です。

近年はより大勢の方に来場していただき、その魅力を一層知っていただくため夜桜会や古流砲術演武、太鼓まつりに薪能、お城まつり、そば祭り、氷彫フェスティバル…等々、春夏秋冬様々なイベントも実施されています。是非、足を運ばれてその魅力を再発見されてみてはいかがでしょうか。

（澤田恵輔編集委員）



青年部コーナー

―48回通常総会―

日　時　４月25日㈫　18:00 ～ 21:00
〔通常総会〕 18:00 ～ 19:00
・令和４年度事業報告、および決算報告
・令和５年度事業計画案、および予算案
・役員改選案
・卒業記念品贈呈
〔祝賀会〕 19:10 ～ 21:00
会　場　アルピコプラザホテル
※ご案内状の出欠通知を必ずご返送ください。

女性部コーナー

―44回通常総会―

日　時　４月19日㈬　15:30 ～ 19:30
〔研修会〕 15:30 ～ 16:30
※講師：松本税務署法人課税第一部門
統括官　大平　朗 氏
〔通常総会〕 16:40 ～ 17:20
・令和４年度事業報告、および決算報告
・令和５年度事業計画案、および予算案
・役員改選案　等
〔祝賀会〕 17:30 ～ 19:30
会　場　アルピコプラザホテル
※ご案内状の出欠通知を必ずご返送ください。

松本法人会よりインターネットセミナーのご案内

当会のホームページ内、専用バナーから無料でセミナーがご覧いただけます
http://www.matsumotohojinkai.or.jp/

視聴は無料です

松本法人会　検索　で検索いただけます

何時でも、何処でも、好きなだけ ご利用いただけます

こんな方に最適です。

セミナーは受講したいけど忙しくて時間がない！
▼
24 時間いつでもご利用いただけます。

継続的に社員研修を行いたい！
▼
勉強会（社内研修）などにご活用いただけます。

受講したいセミナーが開催していない！
▼
600 本以上の豊富なラインナップから自由に選べます。

ID・パスワード　会員 ID：hj0915　パスワード：8080

会員は専用 ID とパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は６００タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め　徳川家康に学ぶ「危機管理と事業承継の最強モデル」



江戸幕府が260年続いた理由は、創設した徳川家康が複数の危機管理策を構築し「幕府」という事業の承継に成功したからだと言われています。徳川家の血筋が絶えないようにするために講じた策とは？戦国の世を終わらせるために選んだ後継者とは？企業が末永く繁栄するための秘訣をお伝えします。

大阪経済大学特別招聘教授　経済評論家　岡田 晃

お勧め　インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント



令和５年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）。一定の事項が記載された請求書の保存が、消費税の仕入税額控除を受ける必要条件のひとつになります。本セミナーでは令和４年１月に改正された電子帳簿保存法のポイントと、インボイス制度への対応について解説いたします。

公認会計士　コンサルタント　川口 宏之

セミナー名	講師	分数	セミナー名	講師	分数
「危機管理と事業承継の最強モデル」徳川家康に学ぶ	岡田　晃	58分	インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント	川口　宏之	78分
会社を護れ！様々な労働問題にズバリお答えします【1. 解雇について】	米澤　章吾	14分	あなたの会社は何点？働き方改革整理整頓プロジェクトで生産性アップ！	藤岡　聖子	40分
明日から変わる！健康ウォーキング	森山みちこ	44分	" 人が育つ！定着する！新基準の人事評価 "	安中　繁	36分
元大手高級有料老人ホーム施設長が教える！介護で仕事を辞めない働き方	岩見　俊哉	70分	" 知ることから始まる多様性のスパイラルアップ "	野島　弘	45分
元海上自衛隊作戦教官が語るVUCA 時代に勝ち残る！ミリタリー式組織マネジメント	浅野　潔	54分	良好な信頼関係を築く叱る側、叱られる側の心構え（前後編）	外川　智恵	各35分
ハラスメント講座	尾花　彰	67分	" 相手を不快にさせない言葉遣いの実践講座 "	池田　泰美	51分
社長必見！！会社の資金繰り	富山さつき	64分	" 心を届けるビジネスメールの基礎知識 "	高嶋　幸太	48分
現代に生かす「戦国大名」失敗の研究　第１編　今川義元	小和田哲男	53分	これからの企業ブランディング	福井　崇人	43分
初心者でもよくわかる！簿記・経理入門セミナー	小野　恵	83分	" 社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営 "	海生　裕明	110分

※掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは松本法人会事務局まで　TEL.0263-35-8080

さあ、保険の新次元へ。
T&D保険グループ



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）
TEL 0263-32-0829

「消費税申告一声運動実施中」

４月の予定

４日広報委員会・同編集会議　５日税制委員会・同グループ会議　６日研修委員会　11日厚生委員会　12日組織委員会　14日正副会長会、役員会　17日決算説明会（松本会場）　18日新設法人説明会　19日女性部総会　21日決算説明会（塩尻）　25日青年部総会　26日総務委員会　28日監査会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税 /3月決算法人対象）

【松本会場】4月17日㈪
① 10:00～12:00/ ② 14:00～16:00（2 回開催）
松本市勤労者福祉センター「大会議室」

【塩尻会場】4月21日㈮ 14:00～16:00
塩尻市市民交流センター（えんぱーく）４階会議室

※新型コロナウイルス感染予防のため、当日、体調不良、発熱症状がある場合ご参加をご遠慮ください。

冬期特別研修会開催報告

「人材」を「人財」へ
～組織が最高最大に成果を上げる叱り方の極意～
講師：河村 晴美　氏

２月17日、松本市駅前会館を会場に冬期特別研修会を開催いたしました。今回の研修会には「叱り方」という視点での人材育成に長年取り組まれてきた“叱りの達人”河村晴美氏を講師にお招きし『「人材」を「人財」へ～組織が最高最大に成果を上げる叱り方の極意～』というテーマでお話を伺いました。大勢のご参加ありがとうございました。



大同生命保険㈱松本支社人事異動

４月１日付けの人事異動において、令和３年４月から２年間お世話になった江口課長さんに代わり、谷口課長さんが着任しました。よろしくお願いいたします。



【新任】谷口（たにぐち）　剛（つよし）　課長

出身：京都府宇治市
趣味：ドライブ、サイクリング、
　　ウォーキング、
　　食べ歩き（デカ盛り）
好きな食べ物：そば、焼鳥（砂肝）
特技：魚を捌くこと
性格：行動力・好奇心旺盛
献血：年３回実施

前任地は、埼玉県越谷法人会様担当。昨年11月開催「青年部会全国対抗ウォーキングラリー」は第７位でした。（１日平均　12,551歩）

身長180センチ体重２桁。大きな身体だと感じていませんが、迅速丁寧な対応で松本法人会のみなさまのお役に立てるように、活動してまいります。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関4,100社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

株式会社 武井山三郎商店

色々と あらゆるシーンで お役に立ちます

シャディ カタログギフト（アズ・ユー・ライク）



（例）
ジャスミン ¥5,280（税込）マーガレット ¥3,080（税込）

ご予算別 14種価格帯
1個より承ります
包装・のし紙・名入付



社内表彰・周年行事・販促キャンペーン

スポーツ大会・御礼挨拶・お祝いプレゼント

シャディ《会員》
ギフト㈱武井
〒390-0828 松本市庄内１－５－１
TEL(0263)25-0777
FAX(0263)25-0776

地区トピックス

新松本市立病院 建設中（松本市）



松本市波田にあります松本市立病院が移転することとなりました。新建設場所は松本電鉄上高地線波田駅の目の前にあります中央運動広場です。駅からのアクセスも良くなります。現在は建設に当たり法面（のりめん）の補強工事が行われております。新しい病院施設が完成するのが楽しみです。**（深澤和紀編集委員）**

川柳コーナー

いそがずに
ゆっくりしてよ
桜さん

校庭で
野球する子が
増えてきた

目指しましょう
仕事と育児の
二刀流

新米

あとがき

寒かった冬も終わりを告げ暖かくなり春を感じ始めました。３年の月日を経て猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も落ち着き、個人の判断でマスクの着用も緩和され始めています。暖かくなるにつれ花粉の飛散がものすごく、花粉症をお持ちの方はまだまだマスクの着用が必須ですね。コロナ禍でお出かけもできず、また子供たちは学校行事がほとんどできない状況でした。友達との思い出づくりもできず卒業となること本当に残念でなりません。以前のような環境には戻らないかもしれませんが、少しずつ良くなり始めた今、改めて周りの人や新しく出会う人との繋がりを大切にしていきたいと思います。

円安や物価上昇で経済も低迷していますが、ネガティブなことばかり言ってもネガティブになるだけで良いことありませんね。いま私は新しいことに挑戦しようと思い、ドローンの資格を取得し今の仕事に活かし、また新しい分野にもドローンを活用していきたいと頑張っています。挑戦することの楽しさを思い出しながら一歩ずつやっていきたいと思います。（深澤）

（本号編集委員：深澤和紀　澤田恵輔）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社